

奈良市公報

第 300 号

平成26年1月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市清酒の普及の促進に関する条例.....1

規 則

○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則.....2

○奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....3

○奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則.....5

○奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則.....5

告 示

○予防接種の実施の一部改正.....8

○インフルエンザ予防接種の実施の一部改正.....8

○一般競争入札の実施（4件）.....8

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始.....9

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定.....9

○放置自転車等の保管.....9

○都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画の変更（3件）.....10

○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定.....10

○障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定.....11

○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）.....11

○介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定.....11

○住民票の職権消除.....12

○督促状の公示送達.....12

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定.....12

○生活保護法の規定による施術者の指定.....13

○開発行為に関する工事の完了.....13

○都市計画地区計画の案の公衆縦覧.....13

○放置自転車等の保管.....13

○奈良市観光センターの臨時休館.....13

○放置自転車等の保管（2件）.....13

○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出.....14

○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出.....14

○生活保護法の規定による施術者の指定.....14

○生活保護法の規定による施術者からの事業の辞退の届出.....15

○生活保護法の規定による施術者の指定.....15

○住居番号の設定.....15

○交付要求通知書の公示送達.....15

○建築基準法の規定による特例許可についての公開による意見の聴取.....15

○開発行為に関する工事の完了.....15

○農業振興地域整備計画の軽微な変更.....16

○都市計画生産緑地地区の変更.....16

○なら歴史まちづくり推進協議会設置要綱.....16

○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出.....17

○生活保護法の規定による医療機関の指定.....17

○放置自転車等の保管（2件）.....17

公 営 企 業

○一般競争入札の実施（2件）.....17

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の廃止.....18

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）.....18

教 育 委 員 会

○奈良市立中部公民館の開館時間の変更等.....18

○奈良市立中部公民館の臨時休館.....18

選 举 管 理 委 員 会

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....18

条 例

奈良市清酒の普及の促進に関する条例をここに公布する。

平成25年12月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第68号

奈良市清酒の普及の促進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、日本清酒発祥の地とされる本市において、長年その酒造技術が受け継がれてきた奈良の清酒による乾杯の習慣を広めることにより、清酒の普及を通じた日本文化及び本市の伝統文化への理解の促進に寄与するとともに、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、清酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 清酒の生産を業として行う事業者は、清酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う清酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成25年12月4日掲示済)

規則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第64号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式、第6号様式、第10号様式、第11号様式、第13号様式、第22号様式、第26号様式、第27号様式及び第28号様式中「の割合で計算した金額（その起算日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した金額）」を「（その起算日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算した金額）」を「（その起算日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算した金額）」を「（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基礎割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基礎割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した金額）」を「（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算した金額）」に改める。

別記第56号様式中「の割合で計算した金額（更正又は決定通知書に係る納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基礎割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基礎割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した金額）」を「（更正又は決定通知書に係る納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基礎割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基礎割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算した金額です」に改める。

別記第63号様式中「の割合で計算した金額（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基礎割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基礎割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した金額）」を「（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算した金額）」に改める。

に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。)で計算した金額」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(平成25年12月13日掲示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第65号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第8条の9の次に次の2条を加える。

（障害児通所支援等の措置）

第8条の10 市長は、法第21条の6の規定による障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置（以下「障害児通所支援等の措置」という。）を探ることを決定したときは、障害児通所支援等措置決定通知書（別記第10号様式の12）を当該障害児の保護者に送付するとともに、障害児通所支援等措置委託決定通知書（別記第10号様式の13）を当該障害児通所支援又は障害福祉サービスを行う者に送付しなければならない。

（障害児通所支援等の措置の変更又は解除）

第8条の11 市長は、前条の障害児通所支援等の措置を採った障害児について、当該措置を変更し、又は解除することを決定したときは、障害児通所支援等措置変更（解除）決定通知書（別記第10号様式の14）を当該障害児の保護者に送付するとともに、障害児通所支援等措置委託変更（解除）決定通知書（別記第10号様式の15）を当該障害児通所支援又は障害福祉サービスを行う者に送付しなければならない。

第14条の見出し中「費用の徴収」を「療育の給付に係る費用の徴収」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（障害児通所支援等の措置に係る費用の徴収）

第15条の2 市長は、法第56条第2項の規定により、障害児通所支援等の措置を受けた者又はその扶養義務者から費用を徴収するものとし、その額は厚生労働省が定める基準に従って市長が定めるものとする。

別記第10号様式の11の次に次の4様式を加える。

号 日

年 月

記

印

奈良市長

障害児通所支援等措置決定通知書

児童福祉法第21条の6の規定に基づき、下記のとおり障害児通所支援・障害福祉サービスの措置を決定しましたので通知します。

記

対象者	居住地	性別	
児童氏名 生年月日			
開始年月日	年月日		
障害児通所支援の種類と内容	障害児通所支援の種類と内容	障害福祉サービスの種類と内容	利用者負担額（上限月額）
備考		円	円

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 年 月 日
号

(委託事業所) 様

奈良市長

印

障害児通所支援等措置委託決定通知書

児童福祉法第21条の6の規定に基づき、下記の者に障害児通所支援・障害福祉サービスの提供を行う必要があると認められ、その提供を委託することに決定しましたので、通知します。

記

委託者 委対象者	居 住 地 児童氏名 生年月日	性 別	
開 始 年 月 日		年 月 日	
障害児通所支援・ 障害の種類	障害児福祉サービス と内 容	変更後の障害児通所支援 の種類と内 容	
委託先 委事業所 名	所 在 地 称	変更後の利用者負担額 (上 限 月 額)	障害児通所支援 円 障害福祉サービス 円
委 託 委 備	費 用 考	備 考	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の表示を記載する。

障害児通所支援等措置変更（解除）決定通知書

下記のとおり障害児通所支援・障害福祉サービスの措置の変更・解除を決定しましたので通知します。

記

対象者	居 住 地 児童氏名 生年月日	性 別	
変更（解除）年 月 日		年 月 日	
変更後の障害児通所支援 の種類と内 容	変更後の障害福祉サービス の種類と内 容	変更後の利用者負担額 (上 限 月 額)	障害児通所支援 円 障害福祉サービス 円

平成26年1月1日
(水曜日)

号 日
第 年 月

印

様
(委託事業所)

奈良市長

障害児通所支援等措置委託変更（解除）決定通知書

貴事業所に委託していた下記の者の障害児通所支援・障害福祉サービスの措置を変更・解除することと決定しましたので、通知します。

記

委託者 委対象	居住地 児童氏名 生年月日	性別	記
変更（解除）	年月日	年月日	変更後の障害児通所支援・障害福祉サービスの種類と内容
変更後の委託業者 委託業者	所在地 所名	名称	変更後の委託費用
		備考	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市児童福祉法施行細則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(平成25年12月13日掲示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第66号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改める。

第26条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等子ども及びその保護者が集まる市内の施設・場への巡回等支援を実施し、当該施設等で子どもの発達に関わる支援者及び子どもの保護者に対して助言、指導等を実施する事業をいう。

第27条第1項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 巡回支援専門員整備事業

保育所等子ども及びその保護者が集まる市内の施設・場の保育士等子どもの発達に関わる支援者及び子どもの保護者

第28条第1項中「及び福祉ホーム事業」を「、福祉ホーム事業及び巡回支援専門員整備事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(平成25年12月13日掲示済)

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第67号

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）の一部を次のように改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

奈良市公報

第300号

平成26年1月1日
(水曜日)

(身体障害者生活訓練等事業等の開始等の届出)
 第10条 法第26条第1項の規定による開始の届出は、身体障害者生活訓練等事業等開始届（別記第15号様式）により行わなければならない。
 2 法第26条第2項の規定による変更の届出は、身体障害者生活訓練等事業等変更届（別記第16号様式）により行
第15号様式（第10条関係）

わなければならない。

3 法第26条第3項の規定による廃止又は休止の届出は、
 身体障害者生活訓練等事業等廃止・休止届（別記第17号
様式）により行わなければならない。
 別記第14号様式の次に次の3様式を加える。

年　月　日

(宛先) 奈良市長

(届出者) 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

身体障害者生活訓練等事業等開始届

次のとおり、身体障害者福祉法第26条第1項の規定により届け出ます。

記

事業の種類		
事業の内容		
経営者 (法人)	氏　　名 (名称)	
	住　　所 (主たる事務所の所在地)	
基本約款		
職員の定数 及び職務の内容		
主な職員の氏名 及び経歴		
事業を行おう とする区域		
施設名		
施設の種類		
施設の所在地		
事業開始予定年月日		

※ 収支予算書及び事業計画書を添付すること。

第16号様式（第10条関係）

第17号様式（第10条関係）

（宛先）奈良市長

年 月 日

（宛先）奈良市長

（届出者）住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

身体障害者生活訓練等事業等変更届

次のとおり、身体障害者福祉法第26条第2項の規定により届け出ます。

記

事業の種類	変更前	変更後	変更した理由	変更年月日
事業の種類	施設名	施設の種類	廃止又は休止の理由	廃止年月日（休止の場合は予定期間）

次のとおり、身体障害者福祉法第26条第3項の規定により届け出ます。

記

事業の種類	施設名	施設の所在地	廃止又は休止の別	記
事業の種類	施設名	施設の所在地	廃止・休止	記

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年12月13日掲示済)

告 示**奈良市告示第799号**

平成25年奈良市告示第238号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成25年12月1日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

(平成25年12月1日掲示済)

奈良市告示第800号

平成25年奈良市告示第682号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成25年12月1日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

(平成25年12月1日掲示済)

奈良市告示第801号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年12月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

史跡大安寺旧境内塔院地区保存整備工事ほか14件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成25年12月2日掲示済)

奈良市告示第802号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成25年12月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 平城浄化センター耐震補強に伴う電気設備設置工事

(2) 工事場所 奈良市朱雀三丁目地内

- (3) 工事期間 契約の日から平成26年3月20日までとする。
- (4) 工事概要 電気設備工事一式
- (5) 予定価格 57,784千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限モデル型算出価格 49,773千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成25年12月2日掲示済)

奈良市告示第803号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年12月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平城東中学校高圧受変電設備改修その他工事
- (2) 工事場所 奈良市朱雀六丁目11番地
- (3) 工事期間 契約の日から平成26年3月28日までとする。
- (4) 工事概要 電気設備工事一式
- (5) 予定価格 12,430千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 10,625千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成25年12月2日掲示済)

奈良市告示第804号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年12月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 近鉄西大寺駅北口駅前広場整備事業建物等補償鑑定業務委託（その2）
- (2) 業務場所 奈良市西大寺国見町一丁目地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年3月28日までとする。
- (4) 業務概要 建築物の移転等に伴う補償金の積算業務
- (5) 予定価格 12,360千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 9,474千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成25年12月2日掲示済)

奈良市告示第805号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年12月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年12月2日

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
鳥見第2幹線-42	奈良市三碓町2191-2	奈良市三碓町2260-1
鳥見第2幹線-43	奈良市三碓町2189-1	奈良市三碓町2260-1
鳥見第2幹線-44	奈良市三碓町2260-24	奈良市三碓町2260-1
鳥見第2幹線-45	奈良市三碓町2260-24	奈良市三碓町2260-1
西大寺南幹線-257	奈良市西大寺南町2402-6	奈良市西大寺南町2438-5
西大寺南幹線-258	奈良市西大寺新田町514-3	奈良市西大寺新田町513-4
西大寺南幹線-259	奈良市西大寺新田町515	奈良市西大寺新田町525
藤原幹線-69	奈良市山町428-2	奈良市山町430-1
大安寺第1幹線-232	奈良市南京終町四丁目351	奈良市南京終町四丁目352

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成25年12月2日掲示済)

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1項及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成25年12月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第806号

事業所番号	事業所		事業者		指定期年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106122	奈良市大和田町1166番地	希ディサービス	奈良市三条大路五丁目2番61号	ウェルコンサル株式会社	平成25年12月1日
2970106130	奈良市あやめ池北三丁目5番3号	介護支援センター なかえ	奈良市あやめ池北三丁目5番3号	株式会社 中三	平成25年12月1日
2970106148	奈良市学園朝日元町二丁目527番15号	デイサービス ロココ	奈良県生駒市桜ヶ丘2番18号	合同会社 ROCOCO	平成25年12月1日

(平成25年12月2日掲示済)

奈良市告示第807号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年12月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年12月2日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1

<p>奈良市自転車等保管施設</p> <p>5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。</p> <p>6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>7 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円 イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）</p> <p>8 連絡先 奈良市市民生活部 防犯・交通安全課 電話0742-34-1111代表</p> <p style="text-align: right;">(平成25年12月2日掲示済)</p>	<p>平成25年12月2日</p> <p>奈良市公共下水道管理者 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 変更に係る予定処理区域 奈良市公共下水道（佐保台処理区）</p> <p>2 変更に係る工事完了の予定年月日 平成33年3月31日</p> <p>3 縦覧期間 平成25年12月9日から平成25年12月24日までの執務時間内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）</p> <p>4 意見申出の要領 この事業計画について意見を申し出ようとする者は、奈良市建設部下水道室下水道建設課に平成25年12月24日までに申し出てください。</p> <p>5 変更に係る事業計画の縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市建設部下水道室下水道建設課</p> <p style="text-align: right;">(平成25年12月2日掲示済)</p>
<p>奈良市告示第808号 大和都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公示し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。</p> <p>平成25年12月2日</p> <p>奈良市公共下水道管理者 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 変更に係る予定処理区域 奈良市公共下水道（平城処理区）</p> <p>2 変更に係る工事完了の予定年月日 平成33年3月31日</p> <p>3 縦覧期間 平成25年12月9日から平成25年12月24日までの執務時間内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）</p> <p>4 意見申出の要領 この事業計画について意見を申し出ようとする者は、奈良市建設部下水道室下水道建設課に平成25年12月24日までに申し出てください。</p> <p>5 変更に係る事業計画の縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市建設部下水道室下水道建設課</p> <p style="text-align: right;">(平成25年12月2日掲示済)</p>	<p>奈良市告示第810号 大和都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公示し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。</p> <p>平成25年12月2日</p> <p>奈良市公共下水道管理者 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 変更に係る予定処理区域 奈良市公共下水道（青山処理区）</p> <p>2 変更に係る工事完了の予定年月日 平成33年3月31日</p> <p>3 縦覧期間 平成25年12月9日から平成25年12月24日までの執務時間内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）</p> <p>4 意見申出の要領 この事業計画について意見を申し出ようとする者は、奈良市建設部下水道室下水道建設課に平成25年12月24日までに申し出てください。</p> <p>5 変更に係る事業計画の縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市建設部下水道室下水道建設課</p> <p style="text-align: right;">(平成25年12月2日掲示済)</p>
<p>奈良市告示第809号 大和都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公示し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。</p>	<p>奈良市告示第811号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。</p> <p>平成25年12月3日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p>

1 指定年月日 平成25年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102108	株式会社 T O K A コーポレ ーション	630-8325	奈良県奈良市西 辻町86番地1	はあ～と奈良 ヘルパーステ ーション	630-8325	奈良県奈良市西 辻町86番地1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2910102116	株式会社共栄	631-0062	奈良県奈良市帝 塚山六丁目1番 9号	訪問介護事業 所アンド	631-0062	奈良県奈良市帝 塚山六丁目1番 9号	居宅介護 重度訪問介護
2910101167	株式会社 ブリ ッヂ	630-8325	奈良県奈良市横 井二丁目155- 2	春日	630-8325	奈良県奈良市横 井二丁目155- 2	生活介護

(平成25年12月3日掲示済)

奈良市告示第812号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号

1 指定年月日 平成25年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100520	社会福祉法人 史明会	630-2192	奈良県奈良市鹿 野園町1584番地 の2	特別養護老人 ホームリノ居 宅支援事業所	630-8431	奈良県奈良市満 之庄町116-1	計画相談支援

(平成25年12月3日掲示済)

奈良市告示第813号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新日	指定有効期限
2910101001	一般財団法人 信貴山病院	636-0815	奈良県生駒郡三 郷町勢野北4- 13-1	ハートランド ケア奈良ケア センター	630-8302	奈良県奈良市白毫 寺町835-1 大 和紀寺ビル1階	居宅介護	2013/11/1	2019/10/31
2910101001	一般財団法人 信貴山病院	636-0815	奈良県生駒郡三 郷町勢野北4- 13-1	ハートランド ケア奈良ケア センター	630-8302	奈良県奈良市白毫 寺町835-1 大 和紀寺ビル1階	重度訪問介護	2013/11/1	2019/10/31
2910100748	有限会社キヨ ウワ	619-0216	京都府木津川市 州見台8-4- 26	ハーモニーケ アサービス	630-8141	奈良県奈良市南京 終町2-322-9	行動援護	2013/11/16	2019/11/15
2910101027	株式会社サン ケア	631-0078	奈良県奈良市富 雄元町2-6- 33(2階)	サンケア	631-0078	奈良県奈良市富雄 元町2-6-33 (2階)	居宅介護	2013/12/1	2019/11/30
2910101027	株式会社サン ケア	631-0078	奈良県奈良市富 雄元町2-6- 33(2階)	サンケア	631-0078	奈良県奈良市富雄 元町2-6-33 (2階)	重度訪問介護	2013/12/1	2019/11/30
2910100227	社会福祉法人 あゆみの会	631-0811	奈良県奈良市秋 篠町1381-1	オープنسペー スAYUMI	631-0811	奈良県奈良市秋篠 町1381-1	生活介護	2013/12/1	2019/11/30
2910100227	社会福祉法人 あゆみの会	631-0811	奈良県奈良市秋 篠町1381-1	オープنسペー スAYUMI	631-0811	奈良県奈良市秋篠 町1381-1	就労継続支援 (B型)	2013/12/1	2019/11/30

(平成25年12月3日掲示済)

奈良市告示第814号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項
及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条
の20の規定により公示します。

平成25年12月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2991300019	奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷1064番1	一樹の里	奈良県葛城市笛吹50番1	有限会社 陽だまり	平成25年12月1日

(平成25年12月3日掲示済)

奈良市告示第815号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期 別
平成25年度市・県民税	第1期
平成25年度市・県民税	第1期
平成25年度市・県民税	第1期
平成25年度市・県民税	第2期
平成25年度固定資産税・都市計画税	第1期
平成25年度固定資産税・都市計画税	第1期
平成25年度固定資産税・都市計画税	第1期
平成25年度固定資産税・都市計画税	第2期
平成25年度軽自動車税	全 期

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成25年12月25日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成25年12月4日掲示済)

平成25年12月4日

以下省略

奈良市長 仲川元庸

(平成25年12月4日掲示済)

奈良市告示第816号

平成25年度市・県民税第1期、第1期（過年度分）、第1期（納期変更分）及び平成25年度固定資産税・都市計画税第1期、第1期（納期変更分）、第2期並びに平成25年度軽自動車税全期の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成25年12月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第817号

奈良市告示第817号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年12月4日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地	
開設者		
名称	主たる事務所の所在地	
介護支援センター なかえ	奈良県奈良市あやめ池北三丁目5番3号	居宅介護支援事業（介護計画作成）
株式会社 中三	奈良県奈良市あやめ池北三丁目5番3号	平成25年12月1日

(平成25年12月4日掲示済)

奈良市告示第818号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月4日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
安田 和夫		あんま	平成25年11月22日
訪問マッサー ジ祥あん（安 田 和夫）	奈良県奈良市東登 美ヶ丘一丁目5- 16-1号		

(平成25年12月4日掲示済)

奈良市告示第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年12月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年10月21日 奈良市指令都整開 第13A-31号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年12月4日 第1386号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市宝来三丁目196番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市宝来三丁目7番35号
松田 美恵子

(平成25年12月4日掲示済)

奈良市告示第820号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成25年12月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
百楽園五丁目地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市百楽園五丁目の一部

4 地区計画の区域
別紙図面のとおり5 地区計画の面積
約0.9ha6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間
平成25年12月6日から同年12月20日まで8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者には、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成25年12月27日までに必着するよう提出してください。

別紙省略

(平成25年12月5日掲示済)

奈良市告示第821号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年12月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成25年12月5日

- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年12月5日掲示済)

奈良市告示第822号

奈良市觀光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条の規定により次のとおり臨時に休館します。

平成25年12月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 施設名
奈良市觀光センター
- 2 臨時に休館する日
平成26年2月24日及び平成26年2月25日

(平成25年12月6日掲示済)

奈良市告示第823号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

奈良市公報

第300号

平成26年1月1日
(水曜日)

平成25年12月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年12月8日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成25年12月9日掲示済)

奈良市告示第824号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年12月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成25年12月10日

- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年12月10日掲示済)

奈良市告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月10日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		地域密着型 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護予防 小規模多機能型居宅 介護	平成25年10月31日 平成25年10月31日
小規模多機能型居宅介護 アップル	奈良県奈良市中登美ヶ丘 三丁目13番2		
医療法人 北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘 四丁目3番	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年11月30日
財団法人沢井病院居宅介護支援事業所	奈良県奈良市法蓮町602 番地1		
財団法人沢井病院	奈良県奈良市船橋町8番地		

(平成25年12月10日掲示済)

奈良市告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年12月10日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ハピネス	奈良県奈良市法蓮町559-1 エクレール一条101-2号	株式会社ハピネス	平成25年10月1日
新	ハピネス	奈良県奈良市佐紀町2723番地		

(平成25年12月10日掲示済)

奈良市告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月10日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	施術の種類	指定期日
小西信一	柔道整復	平成25年 11月20日
平城鍼灸整骨院 (小西信一)		
奈良県奈良市山陵町1066-31		

(平成25年12月10日掲示済)

奈良市告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月10日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術所の名称	施術所の所在地	辞退した施術の種類	辞退年月日
施術所の名称	施術所の所在地				
竹田 信吉				柔道整復	平成25年10月31日
竹田整骨院（竹田 信吉）	奈良県奈良市南城戸町21				

(平成25年12月10日掲示済)

奈良市告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月10日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定期間
施術所の名称	施術所の所在地		
湯木 知明		柔道整復	平成25年11月1日
竹田整骨院（湯木 知明）	奈良県奈良市南城戸町21		

(平成25年12月10日掲示済)

奈良市告示第830号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成25年12月10日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年12月10日掲示済)

奈良市告示第831号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年法律第94号）第10条第3項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞

納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年12月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年12月10日掲示済)

奈良市告示第832号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により同条第6項ただし書の規定による特例許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第15項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月11日

奈良市長 仲川元庸

期 日	平成25年12月18日（水曜日）午後7時から
場 所	奈良市六条一丁目37番35 南都銀行西ノ京支店 2階会議室
申 請 の 要 旨	第一種低層住居専用地域内における事務所（南都銀行）の新築工事について
申 請 者	株式会社 南都銀行 取締役頭取 植野 康夫
申 請 場 所	奈良市六条二丁目854番1、855番3及び855番4
建 築 物 概 要	敷地面積 1,239.11m ² 建築面積 285.83m ² 延べ面積 492.03m ² 階 数 2階

- 1 この許可に利害関係を有する方はご出席ください。
- 2 この公開による意見の聴取の詳しいことについては、奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課までお問い合わせください。電話：0742-34-4750（直通）

(平成25年12月11日掲示済)

奈良市告示第833号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年12月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年11月20日 奈良市指令都整開 第13A-38号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年12月11日 第1387号

- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市奈保町1227番6の一部及び1227番7の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市奈保町21番6号
株式会社榎本レッカーリー 代表取締役 森長 則行
(平成25年12月11日掲示済)

奈良市告示第834号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしましたので、同法第13条第4項で準用する同法第12条の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供します。

平成25年12月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 记載した農業振興地域整備計画の名称
奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）
- 2 记載後の農業振興地域整備計画書（農業・農村整備計画書）の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市觀光經濟部農林課内
(平成25年12月11日掲示済)

奈良市告示第835号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成25年12月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 记載に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 记載に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市東九条町、中山町、二名三丁目、平松三丁目、平松四丁目、法華寺町及び三松四丁目の各一部
(平成25年12月12日掲示済)

奈良市告示第836号

なら歴史まちづくり推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成25年12月12日

奈良市長 仲川元庸

なら歴史まちづくり推進協議会設置要綱
(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する

法律（平成20年法律第40号）第5条に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施調整及び評価を行うため、同法第11条の規定に基づきなら歴史まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
 - (2) 歴史的風致の維持向上に資する取組に関すること。
 - (3) 計画の進捗状況の評価に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。
- (組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する学識経験者等をもって充てる。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。
- (府内幹事会)

第6条 協議会に、本市における事案の調整及び計画の推進に係る本市の各種政策・事業等の事項について連絡調整を行うため、府内幹事会を置く。

- 2 府内幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
 - 3 幹事長は、総合政策課長をもって充てる。
 - 4 副幹事長は、觀光振興課長、景観課長及び文化財課長をもって充てる。
 - 5 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。
 - 6 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- (庶務)

第7条 協議会及び府内幹事会の庶務は、觀光振興課、景観課及び文化財課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年12月12日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、市長が招集する。

別表(第6条関係)

- (1) 総合政策課長
- (2) 地域活動推進課長
- (3) 文化振興課長
- (4) 観光戦略課長
- (5) 観光振興課長
- (6) 商工労政課長
- (7) 農林課長
- (8) 都市計画課長
- (9) 建築指導課長
- (10) 景観課長
- (11) 道路建設課長
- (12) 文化財課長

(平成25年12月12日掲示済)

奈良市告示第837号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月12日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	あい薬局六条店	奈良県奈良市六条西四丁目7-10	平成25年
新	ぶれも薬局六条店	奈良県奈良市六条西四丁目7-10	12月1日

(平成25年12月12日掲示済)

奈良市告示第838号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定をしましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年12月12日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
しみず泌尿器科クリニック	奈良県奈良市西大寺南町17番3号カーサ・ウェルネス102	平成25年12月1日

(平成25年12月12日掲示済)

奈良市告示第839号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年12月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年12月12日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年12月12日掲示済)

奈良市告示第840号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年12月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年12月13日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年12月13日掲示済)

公営企業

奈良市水道局告示第53号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年12月2日

奈良市水道事業管理者

池田修

1 入札に付する事項

口径25耗鉛給水管布設替工事に伴う路面復旧工事、奈良市左京三丁目地内(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成25年12月2日掲示済)

奈良市水道局告示第54号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年12月2日

奈良市水道事業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 委託名 須川ダム浚渫委託
- 2 委託場所 奈良市須川町地内
- 3 委託期間 契約の日から平成26年2月28日まで
- 4 委託概要 須川ダム湖の浚渫
浚渫工（ダム湖南側、興東小学校付近）
1,040m³
残土積込 208m³
残土処理工 208m³
- 5 予定価格 1,616千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 最低制限基準価格 1,369千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成25年12月2日掲示済）

奈良市水道局告示第55号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年12月5日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
平城設備	岡西 浩希	奈良市西ノ京町1番地の37	平成25年12月2日

（平成25年12月5日掲示済）

奈良市水道局告示第56号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年12月6日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社平城設備	岡西 浩希	奈良市西ノ京町1番地の37	平成25年12月2日

（平成25年12月6日掲示済）

奈良市水道局告示第57号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年12月11日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社共進社工業所	代表取締役 山内 昇平	大阪府東大阪市西堤楠町三丁目2番11号	平成25年12月10日

（平成25年12月11日掲示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第23号

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）第2条の3第1項ただし書及び第2条の4第1項ただし書の規定により、平成26年3月8日から平成26年3月9日までの期間、奈良市立中部公民館の開館時間を午前9時から午後5時までとし、奈良市立中部公民館を除く公民館22館及び奈良市生涯学習センターを休館する。

平成25年12月6日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦
(平成25年12月6日掲示済)

奈良市教育委員会告示第24号

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）第2条の4第1項ただし書の規定により、平成26年2月25日、奈良市立中部公民館を休館する。

平成25年12月6日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦
(平成25年12月6日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第71号

平成25年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162

号) 第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成25年12月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数 6,012人

6分の1の数 50,100人

3分の1の数 100,200人

(平成25年12月2日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。